

# 令和5年度旭川市農業委員会8回総会議事録

- 1 開催日 令和5年12月25日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時05分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室A
- 4 出席委員 24名
  - 1番・橋本 幸博
  - 2番・北原 浩美
  - 3番・松原 朗
  - 4番・吉田 豪人
  - 5番・市田 敏行
  - 6番・佐藤 絢也
  - 7番・佐藤 慎二
  - 8番・川上 和幸
  - 9番・小出 範之
  - 10番・中島 張
  - 11番・湯浅 光二
  - 12番・楠 栄
  - 15番・只石 博幸
  - 16番・柿木 和恵
  - 17番・廣田 健太郎
  - 18番・廣瀬 康行
  - 19番・小竹 一茂
  - 20番・山中 泰典
  - 22番・佐藤 博則
  - 23番・鈴木 剛
  - 24番・高橋 一政
  - 25番・前田 靖雄
  - 26番・山田 孝
  - 27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 13番・請川 幹恭 14番・石尾 卓也
- 6 遅参委員 21番・千代 圭
- 7 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹  
西村副主幹 稲場主査 北田主査  
正部川主任
- 8 農政部農政課職員 松友主査
- 9 傍聴人 なし
- 10 議事録署名委員 12番・楠 栄 15番・只石 博幸
- 11 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地・非農地の判断について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
  - (6) 議案第6号 現地目証明願について(審議)
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
  - (9) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
  - (10) 報告第4号 あっせん候補者の登録について

- (11) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
- (12) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

## 1 1 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（小浜次長）

事務局

御報告申し上げます。

本日の総会に13番請川委員、14番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。

また、21番千代委員から、遅れる旨の連絡がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

12番楠委員、15番只石委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

---

○議長（山田 孝）

では、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし4ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転の7件で、地区の内訳は、東鷹栖地区1件、江神地区4件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号1番につきましては、中島委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（中島 張） （中島委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

それでは内容について御説明いたします。

議案の1ページ、番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

議案補足資料1ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○委員（中島 張） （中島委員 着席）

○議長（山田 孝） 中島委員が関係する案件について、決定いたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議事参与以外の案件について御説明いたします。

番号2番及び3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号4番ないし7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

いずれも、議案補足資料2ページないし7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

- 委員（佐藤 慎二） 7番・佐藤 慎二です。  
番号3番について補足説明します。  
本件は、当地を賃借していた前耕作者の法人が5条転用の許可なく建物等を建てて、その後、破産するといった状況になっておりましたが、今年に入り、市内の弁護士が破産管財人となって、このあと審議する議案第2号番号2番の物件を除いた建物等を撤去して農地への復元作業を進め、この度の所有権移転に至った次第です。  
以上です。
- 議長（山田 孝） では、番号2番ないし7番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、番号2番ないし7番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページでございます。  
御審議いただく地区の内訳は、永山地区1件、江神地区1件でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
番号1番につきましては、楠委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（楠 栄） (楠委員 退席)
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 事務局。  
番号1番は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。  
議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。

申請地は永山支所から南東へ約2.5 kmに位置します。

次に、資料10ページ及び11ページの場内見取図を御覧ください。

申請地は、危険表示や有刺鉄線による柵で囲われ、沈殿池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料12ページの総括表に記載しております。詳しくは資料13ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、なしということで、番号1番について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それではなしということで、番号1番について異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○委員（楠 栄） (楠委員 着席)

○議長（山田 孝） 楠委員が関係する案件について、決定をいたしました。引き続き、番号2番について審議を求めます。事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。  
番号2番は議案第1号番号3番と関連し、平成31年2月に北海道に報告をした違反転用事案の追認申請です。

違反状態にあった多くの建築物等の撤去及び農地への復元は完了し、今年10月第6回総会で議決いただいたとおり、北海道にその旨を報告しています。この度の申請は、前耕作者により設置された建築物等で撤去が済んでいなかったものについて、隣接農地を取得予定の譲受人が農業用施設として活用しようとするものです。

議案補足資料15ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川市農業センターから西へ約2.2 kmに位置します。

次に資料の16ページ及び17ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地にはコンクリート土間が2か所残されており、ここを農機具及び牧草ロール置場とし、周辺を農機具走行スペース及び作業場とする計画です。

審査内容の概要につきましては、資料18ページの総括表に記載しております。詳しくは資料19ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、番号2番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） よろしいですね。  
それでは、番号2番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きます。日程第3議案第3号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第3議案第3号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。  
議案の該当ページは7ページでございます。  
今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4の（4）に基づき、「農地」に該当しない旨判断を行うものです。  
御審議いただく土地は永山地区にあり、面積は1,589㎡です。  
農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関して、担当地区委員から補足説明を求めます。
- 委員（楠 栄） 12番・楠です。  
当該地は、従前から雑種地化しており、建物が3棟あり、また、10mを超える大きな木が何本かあります。  
農地に該当しない土地であることを確認いたしました。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） はい、ありがとうございます。  
では、番号3番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） なしということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし27ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が4件、利用権設定が37件、合計は41件となります。  
地区別の内訳でございますが、所有権移転は、東鷹栖地区1件、永山地区2件、西神楽地区1件となっております。  
利用権設定の37件は、東鷹栖地区16件、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区12件、東旭川地区6件となっております。  
集積面積は、所有権移転が6.3ha、利用権設定が12.5ha、合計131.3haでございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
所有権移転の番号1番につきましては、中島委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（中島 張） （中島委員 退席）

○議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
議案の9ページ、所有権移転の番号1番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） では、所有権設定の番号1番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

- 議長（山田 孝）            それでは、所有権設定の番号1番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（中島 張）            （中島委員 着席）
- 議長（山田 孝）            中島委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
続きまして、利用権設定の番号2番につきましては、吉田委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（吉田 豪人）          （吉田委員 退席）
- 議長（山田 孝）            では、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹）        事務局。  
議案の11ページ、利用権設定の番号2番は、期間満了による再設定でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝）            では、利用権設定の番号2番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員                          （意見なし。）
- 議長（山田 孝）            それでは、利用権設定の番号2番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（吉田 豪人）          （吉田委員 着席）
- 議長（山田 孝）            吉田委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
続きまして、利用権設定の番号31番及び32番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（廣田 健太郎）        （廣田委員 退席）
- 議長（山田 孝）            では、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹）        事務局。  
議案の24ページ及び25ページ、利用権設定の番号31番及び32番は、期間満了による再設定でございます。  
以上でございます。

- 議長（山田 孝）                   では、利用権設定の番号31番及び32番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員                                   （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   それでは、利用権設定の番号31番及び32番について異議なしと認め、  
計画を決定いたします。
- 委員（廣田 健太郎）               （廣田委員 着席）
- 議長（山田 孝）                   廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹）               事務局。  
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。  
所有権移転の内、議事参与制限の1件を除いた3件は、農地移動適正化  
あっせん事業による売買が2件、農地保有合理化事業による北海道農業公社  
の買入が1件、利用権設定の内、議事参与制限の3件を除いた34件は、期  
間満了による再設定が11件、解約再設定が4件、借主変更が7件、稼働力  
不足などを理由とした新規案件が12件となっております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝）                   それでは、所有権移転の番号2番ないし4番、利用権設定賃貸借の1番、  
3番ないし30番、33番及び34番、利用権設定使用貸借の1番ないし  
3番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員                                   （意見なし。）
- 議長（山田 孝）                   それでは、所有権移転の番号2番ないし4番、利用権設定賃貸借の1番、  
3番ないし30番、33番及び34番、利用権設定使用貸借の1番ないし3  
番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝）                   続きますで、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」  
を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 
- 委員（千代 圭）                   （入室・着席）

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページ、補足資料の該当ページは23ページないし25ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして、2件の変更案となっております。

番号1番につきましては、農家住宅建設のため除外されるものです。

番号2番につきましては、経済事情の変動その他情勢の推移から除外されるものであります。

旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきましては、農家住宅建設に伴う転用を行う案件で、先に御説明いたしました番号1番に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

よろしいですね。

それでは、議案第5号について「意義なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することとします。

---

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。

議案の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件、合計で5件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（只石 博幸） 15番・只石です。  
番号2番について補足説明いたします。  
番号2番の土地につきましては、従前から雑種地化しており、住宅が1棟あることから、農採地以外と判断いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） はい、ありがとうございます。  
それでは、番号1番ないし5番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。  
議案の該当ページは33ページないし38ページでございます。  
本件につきましては、報告対象期間中に12件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。  
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区3件、東旭川地区5件となっております。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長（山田 孝）           ありませんね。  
では、報告第1号を終わります。

---

○議 長（山田 孝）           次に、日程第8報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）       事務局。  
日程第8報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは39ページでございます。  
本件につきましては、市街化区域内の農地について権利移動を伴わずに転用するもので、一般個人住宅への転用が1件ございました。  
これにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議 長（山田 孝）           ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員                       （意見なし。）

○議 長（山田 孝）           それでは、報告第2号を終わります。

---

○議 長（山田 孝）           次に、日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）       事務局。  
日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは41ページないし49ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で10件、永山地区で2件、江神地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で2件、合計で18件ございました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議 長（山田 孝）           ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長 (山田 孝) 次に、日程第10報告第4号「あっせん候補者の登録について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。  
日程第10報告第4号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の該当ページは51ページでございます。  
本件につきましては、永山地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、報告第4号を終わります。

---

○議長 (山田 孝) 次に、日程第11報告第5号「現地目証明願について (専決)」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。  
日程第11報告第5号「現地目証明願について (専決)」を御説明いたします。議案の該当ページは53ページでございます。  
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。  
以上でございます。

○議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) では、報告第5号を終わります。

---

○議長 (山田 孝) 次に、日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (北田主査) 事務局。

日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは55ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

内容が適切なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

---

○議長 (山田 孝) それでは、報告第6号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。今回、東和土地改良区より本農業委員会に換地委員の推薦依頼が2件あり、兵村北地区道営土地改良事業の換地委員については請川委員、また、旭正南第1地区道営土地改良事業については石尾委員を推薦することについて会長決裁いたしましたので、御報告いたします。

では、これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第8回総会を閉会いたします。